



長寿医療制度 (後期高齢者医療制度) のお知らせ

平成 20 年 6 月 12 日に示された政府・与党の決定事項により、長寿医療（後期高齢者医療）制度の平成 20 年度の保険料について、次のとおり見直されました。

保険料の軽減割合の拡大について

①平成 20 年度の均等割が 7 割軽減されている方は、均等割額が一律 8.5 割軽減となります

7 月に通知させていただいた後期高齢者医療保険料額決定通知書の「⑦軽減額が（30,747 円）と記載されている方が対象です。

②「賦課の元となる所得金額」が 58 万円以下の方は、所得割額が一律 5 割軽減となります

7 月に通知させていただいた後期高齢者医療保険料額決定通知書の「①賦課のもととなる所得金額」の欄に 58 万円以下の額が記載されている方が対象となります。

※保険料が軽減される方への通知は、8 月以降に保険料額変更決定通知書を送付する予定です。

※上記の軽減に該当した方で、すでに軽減後の保険料額以上に納めていただいている方は、後日還付させていただきます。

※この軽減は、兵庫県後期高齢者医療広域連合で対象となる方に実施しますので、あらためて手続きをしていただく必要はありません。

保険料の支払い方法が変更になります

長寿医療（後期高齢者医療）制度の保険料について、本年 4 月より年金からお支払いいただいている方（仮徴収）、または本年 10 月より年金からお支払いいただく予定の方のうち、次のいずれかに該当される場合は、お申し出いただくことにより、保険料の納付方法を口座振替に変更することが可能になります。

【申し出により口座振替による納付に変更できる方】

- (1) 国民健康保険の保険税を、この 2 年間、滞納なく納めていた方は、ご本人の口座から振替ができます。
- (2) 年金収入が 180 万円未満の方で、保険料を代わりに納めてくれる配偶者や世帯主がおられる方は、その方々の口座から振替ができます。

※ (2) を選択された場合は、口座振替により保険料を支払った世帯主または配偶者の方に、社会保険料控除が適用されます。(1)および(2)の要件に該当される方で口座振替を希望される方は、「預金口座振替依頼書」と「後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書」の提出が必要です。

【お問い合わせ】

- ・ 市役所市民課（☎ 662 - 3165）または各地域局市民係
- ・ 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局（☎ 078 - 326 - 2612）